

派遣研修生の所属事業所に対し、研修生の海外での滞在費（宿泊料、食卓相当料）、往復渡航費、海外研修の受講に必要な経費、従業員の充足に要する経費の総額「**上限200万円**」を支給します。

支援内容	支給内容	支給金額	備考
滞 在 費	指定都市 シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域	実費支給 上限：11,300円/日	注1
	甲地方 北米地域、欧州地域、中近東地域（一部地域除く） ※除外国・地域 アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ペラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除く。	実費支給 上限：8,600円/日	
	乙地方 指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く）	実費支給 上限：6,000円/日	
	丙地方 アジア地域（本邦を除く）、中南米地域、アフリカ地域、南極地域（一部地域を除く） ※除外国・地域 インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除く。	実費支給 上限：4,900円/日	
	食卓相当料	食卓料（朝食代、夕食代）	4,800円/日
往復渡航費	アジア地域 （アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス）	実費支給 上限：200,000円	注3
	上記以外の地域	実費支給 上限：400,000円	
研修等受講料相当額	海外派遣研修等に必要な経費（授業料、ツアー参加費、ビザ申請料、空港諸税、研修中の交通費・通学費・旅費など）	実費支給 上限：500,000円	注4
その他	従業員の充足に要する経費	実費支給 上限時給：1,200円	

（注1）本人宛てまた事業所あてに発行した領収書をもって宿泊料を支給します。なお、宿泊を含むツアーや研修の場合は、原則その期間の宿泊料は支給しません。

（注2）2食以上の食事を含むツアーや研修の場合は、その期間の食卓相当料は支給しません。

（注3）派遣先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部を支払います。ただし、他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。

（注4）派遣先機関が本人宛てまた事業所あてに発行した領収書をもって研修等受講料相当額を支払います。